

商品名等 (電気用品名等)	複写用紙の除湿・乾燥器の製造・輸入について
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本製品は、複写用紙収納箱の内部天板に取り付けられるヒーターユニットであり、複写用紙の除湿・乾燥を目的としたものである。 ヒーターユニット単体（ヒーター端子部の充電部露出状態）で出荷される。 販売事業者が複写用紙収納箱の内部天板に取り付けて販売する場合と、ヒーターユニット単体（オプション品）で販売され、販売事業者が既存の複写用紙収納箱の内部天板に取り付ける場合がある。</p> <p>○構造、仕様、意匠 定 格：100V、消費電力未定</p> <p>○主な使用者、販売先 一般オフィス用</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>複写用紙収納箱の内部天板に取り付けられて販売されるときは、製品全体を特定電気用品以外の電気用品中、電熱器具の「電気乾燥器」として取り扱う。 ヒーターユニット単体で販売されるときは、非対象として取り扱う。 なお、複写用紙収納箱の内部天板にヒーターユニットを取り付け、「電気乾燥器」を完成させる事業者（販売事業者）は、「電気乾燥器」の製造の事業を行う者として取り扱う。</p> <p>(理由) 本製品は、複写用紙の除湿・乾燥を行うものであることから、「電気乾燥器」として取り扱うことが妥当と判断する。 ヒーターユニット単体は、複写用紙収納箱組込用の部品であり、電気用品としては半完成品であることから、非対象として取り扱うことが妥当と判断する。 販売事業者が複写用紙収納箱の内部天板にヒーターユニットを取り付ける行為は、複写用紙の除湿・乾燥を行う「電気乾燥器」を製造する行為に該当することから、「電気乾燥器」の製造事業者として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	